### 平成18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	財務の視点からの経営評価について
意見項目	流域下水道事業への維持管理負担金の支出について(決算ベースの基準単価の算定 について)
意見事項	関係者の間で議論ができる定期的な会議の設定
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	流域下水道負担金の基準単価の検討作業について、流域下水道本部と関係市町村との間で、公式な会議等が設定されたという事実は確認できなかった。 公営企業としての位置づけを有する市の下水道事業にとって、収益的支出の重要な部分を占めている当該負担金であるため、市の下水道部の経営者は、正式な議題として関係者の間で議論ができる定期的な会議を設定するよう、努力されることを期待する。
措置内容	毎年開催される建設負担金説明会で、決算ベースによる実績単価が東京都から示され、現状の負担単価(38円/m³)と実績単価との比較やその要因など、市として確認を行っている。 この建設負担金説明会については、東京都に対して意見できる会議となっているとともに、「東京都下水道事業経営計画」により東京都と市町村の連携が強化され、市町村が東京都の下水道経営全般に対して意見等ができる場として、各団体の管理職を対象にした情報交換会が設定されるなど、進展が図られた。
措置時期	平成28年2月15日
所管部課	水循環部下水道課
監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	下水道使用料の減免について
意見項目	減免制度の存続について
意見事項	減免制度の存続について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	減免の対象によっては、年間の減免額の規模が制度の趣旨から判断しても重要性が乏しいものと考えられる案件もあるのは事実である。当該減免制度の趣旨は、低所得者への経済的支援や生活関連小売店等の商品単価への転嫁による消費者の負担増を回避することにある。このような制度の趣旨と一部僅少な減免の実態を考慮すると、制度の政策効果について疑問がないわけではない。また、電気料金やガス料金などの他の公共料金についてはこのような減免制度がないこと及び当初はこの減免制度は時限的な措置であるとされていたことなども総合的に勘案すると、制度自体の存続も含めて、抜本的な見直しを行うことも必要であると考えられる。
措置内容	八王子市の下水道事業では23区と使用料や減免制度の体系を合わせている。外部監査で意見をいただいた減免については、当初時限的な制度という性格があったものの、平成22年、25年、28年と3回期間延長を行っており、現在の経済状況からはなお減免制度を維持することが必要だと判断し、平成28年3月の見直しでは従来3年間延長していた期間を、5年間延長することとした。このため、監査でいただいた意見については、検討をした結果、減免制度を維持することとしたという形で整理し、非対応とする。
措置時期	平成28年3月31日
所管部課	水循環部下水道課

### 平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅の現状について
意見項目	コミュニティ活動の再構築について
意見事項	コミュニティ活動の再構築について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	市営住宅の中には、その入居者が高齢化して市営住宅の中だけではコミュニティ活動が十分には行えない住宅も出てきている。市担当課としては、実態調査を行うなど情報収集を行い、今後の指定管理者制度の仕組みの中などで解決できるかどうかについて、十分な検討を行うことも考慮されたい。今後、入居者が高齢化した市営住宅の自治会集会所の管理について、光熱水費等の基本費用など費用負担のあり方や周辺住民の使用の促進のための施設改善などを検討することも必要ではないかと考えられる。また、指定管理者の自主事業として、コミュニティ活動の提案を積極的に受け付ける制度を検討することも必要になってくるのではないかと考えられる。
措置内容	市営住宅の自治会集会所の管理については、自主的活動がしやすいよう自治会を相手方として委託契約を締結するなかで光熱水費等は自治会負担としている。また、周辺住民の使用の促進のための施設改善の要望を受け入れており、集会所の外来駐車場の白線引きを実施するなど要望に対して対応した。コミュニティ活動の提案を積極的に受け付ける制度については、平成27年度に新たに締結した指定管理者との基本協定において、「地域との連携及び協働」及び「入居者及び自治会との連携及び協働」の項目を設け、ごみ収集講習会など自治会活動の支援について指定管理者の業務として実施したことをモニタリングにて確認した。
措置時期	平成29年7月6日
所管部課	まちなみ整備部住宅政策課
	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(1) 指定管理者制度の導入状況について
意見項目	募集要項の記載事項について
意見事項	募集要項の記載事項について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	指定管理者の募集要項で、コミュニティの維持的活動の提案などを促す市担当課としてのメッセージも検討されることを要望する。また、基本協定等の締結の際に「入居者の交流」や集会所等での季節的なイベントの実施提案などを勘案した協定内容を検討することも考えられる。
措置内容	平成27年度に新たに締結した指定管理者との基本協定において、「地域との連携及び協働」及び「入居者及び自治会との連携及び協働」の項目を設け、ごみ収集講習会など自治会活動の支援について指定管理者の業務として実施したことをモニタリングにて確認した。
措置時期	平成29年7月6日

## 平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅家賃等の徴収及び管理について
意見項目	法的措置について
意見事項	1年以上の滞納案件に係る訴訟提起について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	法令(地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7) や判例 (最高裁判例(平成16年4月23日)(平成21年4月28日))によれば、法的請求が可能なのにもかかわらず、法的措置を講じないまま相当の期間を経過している場合は、違法な「怠る事実」に該当する可能性がある。 したがって、市担当課は上記20件について速やかに訴訟を提起すべきか否か検討し、しかるべき措置を講ずるべきである。
措置内容	上記の20件の滞納については、電話・訪問等による催告及び納付指導を行い、必要な場合は納付誓約書を提出させて定期的な納付をさせるなど、積極的な解消を図っている。その結果、平成29年11月末には、完済7件、時効の援用4件、自己破産3件、小額ずつ解消中4件、納付指導中2件となって滞納金額も平成21年度から半減しており、現段階では訴訟提起は不要であると考える。
措置時期	平成30年1月18日
所管部課	まちなみ整備部住宅政策課

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(4) 平成21年度現在建替計画と改修工事のチェックについて
意見項目	「タイプ別計画」の見直しについて
意見事項	「タイプ別計画」の見直しについて
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	平成15年当時の管理計画における具体的な団地の位置づけが、現時点で大きく変更されていることが認識できる。市担当課としても、管理計画における具体的な団地別の位置づけを見直す時期に来ていることは認識しているが、全面的な管理計画の見直しにはまだ踏み込んでいない状況である。その見直しを行う際には、まず、八王子市における市営住宅の需要調査及び必要戸数の推計を行い、目標管理戸数のあり方を基本から見直すことが求められているものと考える。また、どの団地から優先的に建替を行うのか、また、その建替の手法などをどのように想定するのかなど、より具体性を担保して検討する必要がある。タイプ別計画の見直しには、市の財政状況や実施計画等の中長期計画との整合性が求められるものであるため、早急な見直しの中には、市営住宅の建替等に関連する他の部門との調整を十分な期間、確保することが重要である。
措置内容	市営住宅管理審議会に対して、八王子市営住宅整備・管理計画について諮問を行い議論し、その答申内容を踏まえ平成29年10月に新たな八王子市営住宅整備・管理計画を策定した。 策定にあたっては、市営住宅の需要推計を行い新たな市営住宅の必要ストック数を示すとともに、既存市営住宅ストックの団地別位置づけや今後の整備方針について定めた。
措置時期	平成29年10月1日
所管部課	まちなみ整備部住宅政策課

### 平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	ごみ処理施設における固定資産の管理について
意見項目	公有財産台帳の意思決定への利用可能性について
意見事項	公有財産台帳の意思決定への利用可能性について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	公有財産台帳に記載された取得価格の更新のルールについては、公有財産規則第38条には3年ごとに改定することとなっているが、当該価格を改定する必要がないと認められる場合には価格改定は行われないこととされている。事実、平成22年度に行われた工事のうち、「戸吹清掃工場可燃性粗大ごみ破砕機更新工事」については、既存破砕機を撤去し、新しい破砕機の製作・据付を行うという大がかりなものであり、本来であれば旧資産の除却及び新資産の取得を認識し、財産台帳の更新を行う必要があったものと考えられるが、財産台帳への登録は何ら行われていない。廃棄物処理施設という行政サービス提供の重要な財産的基礎の将来的な取替投資に際して、正確な財務情報に基づく客観的な政策判断が求められているものと考えられる。今後の課題として、市の財産管理においても民間企業の資産管理と同様な財務管理(台帳管理)及び現場での機能管理(現物管理)を期待したい。
措置内容	既存の公有財産台帳は、市が保有する公有財産の件数及び面積を把握することを主たる目的としているため、資産の減価償却を行うなどの民間企業と同様の台帳管理は行っていなかったが、より正確な財務情報の把握と財産の活用を図るため、資産の棚卸しと評価単位の見直しを進め、平成27年度に台帳の整備を行った。
措置時期	平成28年4月1日
所管部課	財務部管財課

## 平成24年度

	T
監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	3. 震災対策に係る事業について (6) 八王子防火防災協会補助金について
意見事項	より効果的な補助金のあり方の検討について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	八王子防火防災協会の事業報告書を閲覧したところ、その支出項目のなかに、補助金の金額と近似した下記2団体への助成金が含まれていた。 ・ 八王子女性防火協会 ・ 八王子消防少年団 上記2団体の活動状況(収入・支出の状況)を把握し、全体的な観点から当該補助金のあり方を見直すべきであると思われる。場合によっては、上記2団体に対して、直接的に補助金を支出し、より効果的な補助金の支出を行うことを検討すべきである。
措置内容	八王子防火防災協会は、市が実施する防火・防災の啓発活動を補完する事業を実施していることから、本事業に対し補助金を支出している。 一方で、八王子防火防災協会からは、八王子女性防火協会及び八王子消防少年団へ助成金が支出されているが、この助成金の財源については市の補助金によらず、町会・自治会や事業所等から徴収する八王子防火防災協会の会費から、同様の公益目的を有する他の2団体に再配分しているものであり、市補助金が再配分されたものではない。 このことについては、八王子防火防災協会、八王子女性防火協会、八王子消防少年団、それぞれの決算書で確認することができる。(「八王子防火防災協会火災予防事業補助金交付要綱」で補助対象としている「啓発ポスター等の宣伝活動にかかる経費」は八王子防火防災協会でのみ支出されており、他の2団体については補助対象経費の支出が認められない。)以上から、「八王子防火防災協会火災予防事業補助金交付要綱」の補助目的は、八王子防火防災協会への補助金で達成しており、また八王子女性防火協会及び八王子消防少年団からも補助要望は無いことから、今後も現状の補助制度を継続し、効果的な防火防災に関する啓発活動を推進する。
措置時期	平成28年2月9日
所管部課	生活安全部防災課

### 平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	3. 防災行政ネットワークに係る事業について (6) 防災行政無線及び地域防災無線の管理について
意見事項	管理運用規程の運用状況について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	防災行政無線の管理については、別途定められた「八王子市防災行政無線局管理運用規程」に基づいて実施される。具体的には以下の事項が定められている。 (1) 定期的な保守点検の実施、(2) 予備装置及び予備電源、(3) 通信訓練、(4) 研修 管理運用規程に定められた項目の実施状況を検討したところ、一部の項目についてその実施状況が不明瞭であったり、そもそもの管理運用規程に記載された内容自体が実態に即していないと思われるものがあった。近年において、防災行政無線の整備状況の充実及び運用管理の徹底化を図っている傾向が見受けられるが、そのような実態と管理運用規程の内容が乖離している部分があるように思われる。 行うべき管理方法等を現状の実態に即した形で整理した上で、「八王子市防災行政無線局管理運用規程」の見直しを行い、規程と実務の整合を図る必要があるものと考える。
措置内容	(1) (2) については、平日放送される午後2時、午後5時(冬は4時)の定時放送が「定期的な保守点検」を兼ねており、音達不具合等の問い合わせに対し随時対応を行っている実態があるため「八王子市防災行政無線局管理運用規程」から削除した。 (3) については、固定系の通信訓練は「行方不明者放送」などの不定期放送を訓練の一環として実施している実態に合わせ、「四半期ごと」から「随時」に変更した。また、移動系の通信訓練も東京都や消防署、病院等とのやり取りを不定期に行っている実態に合わせ、「毎月1回」を「随時」に変更した。 (4) については、細則、取扱要領等の研修が(3) の訓練とセットである実態に合わせ、「管理運用細則並びに無線機の取扱要領等」を「無線局運用」に変更し、「毎年1回以上」についても削除した。
措置時期	平成28年4月1日
所管部課	生活安全部防災課

### 平成25年度

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2 生涯学習事業に関する事務の執行について
意見項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (7) 姫木平自然の家管理事業に関する事項について
意見事項	指定管理者の預金管理方法について
区分	
意見内容(概要)	指定管理者が開設している「姫木平自然の家」の銀行口座の残高がゼロ円となる 処理が行われている。これは「適切な運用」が行われていないことを意味する。姫 木平自然の家指定管理者として独自の銀行口座を設けることは、当該委託業務の収 入および支出を明確に管理する目的である。本来の銀行残高は、年度末に指定管理 者から報告される収支差額の累計額に売掛金と未払金の残高を調整した金額が銀行 残高となるべきである。収支差額の累計である剰余金の取り扱いについては「基本 協定書」では特に規定されていないが、独自の銀行口座を設けて管理させることの 意義を指定管理者と再度確認し、姫木平自然の家で発生した収入と支出の差額が独 自の銀行口座で保管されることが望まれる。 現金及び預金の帳簿について、姫木平自然の家独自のものが作成されているた め、入出金取引及び会計処理が適切に行われているか期中または期末モニタリング で帳簿を確認することが望まれる。 また、年度末においては金融機関より残高証明書を入手し、預金の帳簿残高と照 合することでモニタリングとしての機能が一層充実すると考える。
措置内容	平成27年度までは、指定管理者の法人本部で定める方法により各種支払業務を行っており、姫木平自然の家の口座のみでの事務処理を行うことができなかった。平成28年度から意見事項に沿った運用をするべく指定管理者と協議し、今後は姫木平自然の家独自の口座において、収支差額を管理するよう指導し、指定管理者から了承を得た。協議にあわせて、この口座が指定管理業務の収入および支出を明確に区分する目的で作られていることを確認した。 平成29年7月に実施した期末モニタリングにて、口座残高を期末に0としていないことを預金通帳から確認するとともに、会計帳簿と預金通帳との突合を行った。
措置時期	平成29年7月31日
所管部課	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課
欧木テーフ	<b>火涯学羽の推進に関する東娄の東茲の執行について</b>
	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2.生涯学習事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.生涯学習事業に関する事務の執行について 2.生涯学習スポーツ部生涯学習支援課
監査項目	第2.生涯学習事業に関する事務の執行について 2.生涯学習スポーツ部生涯学習支援課 (1) 管理運営事業について
監査項目 意見項目 意見事項	第2.生涯学習事業に関する事務の執行について 2.生涯学習スポーツ部生涯学習支援課 (1)管理運営事業について 使用料金の定期的な見直しについて
<ul><li>監查項目</li><li>意見項目</li><li>意見事項</li><li>区分</li></ul>	第2.生涯学習事業に関する事務の執行について  2.生涯学習スポーツ部生涯学習支援課 (1)管理運営事業について 使用料金の定期的な見直しについて  ② 指摘 ② 意見  生涯学習センター開設当初から使用料が変更されていないが、そのこと自体は、直接的な問題ではないと考えるが、使用料の妥当性・合理性に関する検討・見直しは、定期的に実施すべきである。年次で使用料の見直しが望ましいが、最低でも数年に一度の頻度で実施し、変更する必要がある場合には条例改正を含めて対応すべきである。 その際には、使用料の見直し評価のベースとなるべき、現時点での使用料に対する市としての考え方を整理する必要がある。加えて、民間における施設貸出料の相場変動等の物価の変動や、コスト要因となり得る地価の変動や水道光熱費の変動、
<ul><li>監查項目</li><li>意見項目</li><li>意見事項</li><li>区 分</li><li>意見内容(概要)</li></ul>	第2.生涯学習事業に関する事務の執行について 2.生涯学習スポーツ部生涯学習支援課 (1)管理運営事業について 使用料金の定期的な見直しについて ② 指摘 ② 意見  生涯学習センター開設当初から使用料が変更されていないが、そのこと自体は、直接的な問題ではないと考えるが、使用料の妥当性・合理性に関する検討・見直しは、定期的に実施すべきである。年次で使用料の見直しが望ましいが、最低でも数年に一度の頻度で実施し、変更する必要がある場合には条例改正を含めて対応すべきである。 その際には、使用料の見直し評価のベースとなるべき、現時点での使用料に対する市としての考え方を整理する必要がある。加えて、民間における施設貸出料の相場変動等の物価の変動や、コスト要因となり得る地価の変動や水道光熱費の変動、及び稼働率等の利用状況の推移にも十分に留意することが望まれる。  平成29年3月に策定された「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、生涯学習センターの使用料を算定したところ、サービスの提供原価に対して適正な範囲に収まっていること、また、相互利用が可能な施設(学園都市センター)との均衡を図る必要があることから、現行料金を据え置くこととした。なお、同方針に基づき、利用実績の推移等を鑑み、今後も定期的に使用料の見直
監查項目       意見項       意見事分       意概       内要       措置内容	第2.生涯学習事業に関する事務の執行について 2.生涯学習スポーツ部生涯学習支援課 (1)管理運営事業について 使用料金の定期的な見直しについて ② 指摘 ② 意見  生涯学習センター開設当初から使用料が変更されていないが、そのこと自体は、直接的な問題ではないと考えるが、使用料の妥当性・合理性に関する検討・見直しは、定期的に実施すべきである。年次で使用料の見直しが望ましいが、最低でも数年に一度の頻度で実施し、変更する必要がある場合には条例改正を含めて対応すべきである。 その際には、使用料の見直し評価のベースとなるべき、現時点での使用料に対する市としての考え方を整理する必要がある。加えて、民間における施設貸出料の相場変動等の物価の変動や、コスト要因となり得る地価の変動や水道光熱費の変動、及び稼働率等の利用状況の推移にも十分に留意することが望まれる。  平成29年3月に策定された「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、生涯学習センターの使用料を算定したところ、サービスの提供原価に対して適正な範囲に収まっていること、また、相互利用が可能な施設(学園都市センター)との均衡を図る必要があることから、現行料金を据え置くこととした。なお、同方針に基づき、利用実績の推移等を鑑み、今後も定期的に使用料の見直しを行っていく。

#### 平成25年度

措置時期

所管部課

平成29年7月22日

生涯学習スポーツ部こども科学館

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第3.図書館事業に関する事務の執行について
意見項目	3. 図書館事業費について
意見事項	図書館事業費の適正な開示について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	図書館事業の場合、施設にかかる費用を図書館ごとに把握可能であり、また、把握しなければ経済性・効率性などが判断できない。 現状、市の図書館施設は、他の施設と併設されている場合があり、それらにかかる歳出が各施設の決算額として開示されているのではなく、補足説明として開示されている。 そこでは一定の計算により配分した数値が記載されているのであるから、説明方式ではなく、決算額として開示することが望ましい。市民にとっても分かりやすく開示することが必要であろう。
措置内容	平成28年度に導入した地方公会計制度に基づく会計情報を活用し、平成29年度事務事業評価報告書において各図書館に係る行政コスト等を一般公開した。
措置時期	平成29年9月1日
所管部課	図書館部中央図書館
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査テーマ監査項目	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について 第4.文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
監査項目	第4.文化の保存・継承事業に関する事務の執行について 2.生涯学習スポーツ部こども科学館 (1) こども科学館の管理運営事業について
監査項目	第4.文化の保存・継承事業に関する事務の執行について 2.生涯学習スポーツ部こども科学館 (1) こども科学館の管理運営事業について ②こども科学館の入館事務等について
監査項目 意見項目 意見事項	第4.文化の保存・継承事業に関する事務の執行について 2.生涯学習スポーツ部こども科学館 (1) こども科学館の管理運営事業について ②こども科学館の入館事務等について 年間利用券の設定料金について

### 平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. まちなみ整備部【北部地区公園、東部地区公園、南西部地区公園、戸吹スポーツ 公園、高尾駒木野庭園(公園課)】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	モニタリングシートの運用について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	ホームページに開示されているモニタリング結果については、以下の不備がある。 ・所管課が確認すべき改善結果(対応状況、次年度対応)の記載欄がないため、改善されているか否かが不明である。 ・モニタリングガイドライン (第二版)では、「時期・回数:事業年度終了後の6月に1回実施(基準日は実施日現在)結果は7月に公表」とされているが、実施日は7月で結果の公表は10月となっている。また、期末モニタリングの基準日には3月31日が記載されている。 モニタリングガイドラインに従い、適切なモニタリングの実施とその結果の開示を行うことが望まれる。
措置内容	平成28年4月以降のモニタリングは、平成27年度に、行革推進課において策定した「指定管理者制度ガイドライン」に従い、実施している。モニタリングシートについてもガイドラインに準じた様式に改め、実施日、公表日、基準日等についても適正な日付に改めた。
措置時期	平成29年3月31日
所管部課	まちなみ整備部公園課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. まちなみ整備部【北部地区公園、東部地区公園、南西部地区公園、戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園(公園課)】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	満足度調査の方法について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	利用者満足度調査ガイドブックに基づいて、指定管理者は調査票を作成し、年に 1回、利用者へのアンケート調査を行っている。 市及び指定管理者で、明確なアンケート方針はなく、年度ごとまたは指定管理者 ごとにアンケート方法が様々である。そのため、同一の指定管理者での年度ごとの 調査結果及び同一年度のなかで指定管理者別の回答結果も大きな乖離が生じてい る。 実効性のあるアンケート調査を行い、利用者が快適な公園を利用するための体制 作りを行うためにも、調査方法と開示方法は統一することが望まれる。
措置内容	満足度調査ガイドブックを参考に、調査項目については、統一的な質問項目を3項目設け、必要に応じ指定管理者が任意の調査項目を設けることができることとした。 また、調査方法・集計方法については、指定管理者間で大きな差異が生じないよう、満足度調査の実施前に指定管理者と協議して決定している。
措置時期	平成29年3月31日
所管部課	まちなみ整備部公園課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 産業振興部【道の駅八王子滝山(農林課)】
意見項目	(2) 指定管理者の概要
意見事項	分配金の計算方法の論拠について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	① 分配対象額について収益の獲得が見込まれる施設における収支差額の分配割合は、リスク負担に基づき実質的な経費負担も考慮して決定されるべきである。基本協定書第29条及び別表3によると、施設等の財産について指定管理者は自らの有に等すべき事由に基づく破損等以外については一切リスクを負っておらず、差額がしている。したがって、市は収支差額がいまず修繕等に必要な額を回収すべきである。 道の駅のように毎期収益が獲得され、市が施設管理者に分配されることが予定されているような事業において、市が施設管理者に分配されることが予定されているような事業に対して、市が施設で建すっているような事業に対して、市が施設で連者へのととは、事業の収益を通じてその一部が指定管理者に分配されることがあり、行政サービスの公平性を十分に説明できない。したがっって、特に毎期収益が獲得が予想される当該施設においては、市が優先的に施設の建設維持コストを回収すべききと考えられる。② 分配割合は、概ね3分の1を市が、残りの3分の2を指定管理者が収受することとしている。道の駅のような小売事業の業績は、立地条件や設備内容といったへ担している。道の駅のような小売事業の業績は、立地条件や設に力なりまったの担している。 本件のような収益獲得がほぼ確実に期待される事業の場合、収益分配割合は、市の収入額に直結するため、市ほの同意が得られる合理的な財型であり、決定過程や根拠については市民への情報開示を行うことを検討すべきである。 指定管理者の選定条件について 指定管理者の選定条件について 指定管理者の選定条件について 指定管理者の選定条件について 指定管理者の選定条件について 別担に対していない。しかしながら、重要な要素であり、指定管理料の多寡と同様に重要な選定要素であると考られる。 したのより記述は事業計画として分配の割合や方法を考慮すべき要件とするべきである。
措置内容	平成28年度に実施した次期指定管理者募集時から募集要項にて、市に納める分配金に関する規定を納付金と改め平成29年度より、市が直営で管理した場合の収支予測差を根拠として、2,000万円/年を下限とする内容に定め、募集を行った。 選定の結果、応募者の提案額であった納付金3,000万円/年を下限とする基本協定を指定管理者と締結した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	産業振興部農林課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 産業振興部【道の駅八王子滝山(農林課)】
意見項目	(2) 指定管理者の概要
意見事項	指定管理者の商業圏域の検討について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	指定管理者は、八王子市内に農産物直売所をオープンしている。 一般に、商圏が重なるエリアで同じ業種の店舗が営業を開始した場合、パイの奪い合いが起こり、既存の店舗の業績に影響を与えると考えられている。 一方、農業振興の観点からは農産物直売所の計画的な展開も有効であることや、また市は指定管理者となった民間事業者の市場における自主的な経済活動を制限できる立場にないことも理解できる。 しかし、道の駅は指定管理者にとって農産物等の販売ノウハウを修得する絶好の機会となっている。 これらのノウハウを使って、他の事業展開を試みる場合には、市との協議を必須とするなど一定の条件を基本協定書等に付す必要があると考える。 こういった指定管理者の競業により、結果として収益が落ち込んだ場合には、収益の市への分配金の減少という形で、市の財政へも影響を与えることになるからである。
措置内容	八王子市は地理的に広範囲にわたり住民が居住しているため、一概にすべての地域において利用者の奪い合いが起こるとは考えにくい。むしろ、別店舗を運営することで八王子市全域のニーズを把握しやすいと考えられる。 仮に現在の道の駅八王子滝山の商圏で別店舗を運営する場合においても、平成29年度に新たに締結した基本協定において、納付金3,000万円/年を下限とする内容に変更したため、市への分配金の減少という事象には影響を及ぼさないしくみを構築した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	産業振興部農林課
F/	
	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 産業振興部【道の駅八王子滝山(農林課)】
意見項目	(2) 指定管理者の概要 モニタリング結果について
区分	1 指摘 ▽ 意見
意見内容 (概要)	① 独立した会計帳簿の保持に関するモニタリング結果について本件指定管理者は、株式会社であることから、企業会計に基づき本件指定管理業務に関する会計記録を行っている。指定管理者の説明によると、企業会計による仕訳データをExcelで加工し、市への収支報告を作成しているとのことであるが、帳簿体系は極めて複雑である。そのため、市を含む第三者が、当該指定管理業務に関する取引が網羅的に記録されていることや記録された取引が実在するものかどうかを検証することは困難、または検証には多大な労力と時間を要するであろう状況にある。会計記録の方法等については、基本協定書第26条第1項の趣旨からすると、当然に実際の入出金を伴う会計記録との一致を確認できる。これにより、専用の銀行口座の記録と会計記録とができるかって本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することがで要性について市によるモニタリングは、指定管理者が適切切な会計記録に基づき市へ収支報告をしていることを確かめ、同時に指定管理者が適切切な会計記録に基づき市へ収支報告をしていることを確かめ、同時に指定管理者が適切切な会計記録に基づき市へ収支報告をしていることを確かめる言葉である。特に支報告が記録に業務を遂行しているととを確かする重要な手続きである。もいし、現在の企業会計による計帳簿にもまるまで収支報告が作成されている本件のような場合には、その確認手続きの実施には非常に高度な専門知識が要求されるため、市職員がそれを理解できるように研修等の体制を整備し、収支報告のモニタリングの強化を図るべきである。
措置内容	平成29年度に新たに締結した基本協定において、専用の銀行口座の記録と会計 記録との一致を確認するために、四半期ごとに収支を含めた事業報告を行わせるこ ととし、期中モニタリングにおいて確認した。 また、モニタリングの実施にあたっては、他の指定管理者施設の担当者と連携し て行うなど、課内体制の構築を図った。
措置時期	平成29年8月4日
所管部課	産業振興部農林課

### 平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	4.福祉部【恩方老人憩の家(高齢者いきいき課)】
意見項目	(1)施設の概要
意見事項	恩方老人憩の家の面積について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	厚生労働省社会・援護局長通知では、老人憩の家の設置面積は延床面積495㎡以下と定められている。一方、指定管理に関する募集要項及び基本協定書では603.06㎡と記載されている。昭和49年設置当初は416.06㎡で運営されていたが、併設されていた旧恩方診療所部分が昭和59年に閉鎖・移管されたことにより面積が増加した経緯がある。 局長通知は昭和40年に発せられており、建物等の構造や利用者が求めるサービスなどは現在では大きく異なっていることは考えられる。しかし、現状では、局長通知に準拠していないことが明白である。 高齢者のための福祉施設としては、老人憩の家といった名称でなくとも十分に運営可能である。 原点に立ち返り、老人憩の家をどのような方針・位置づけの施設として運営していくことが望ましいか検討する必要がある。
措置内容	平成28年4月22日付決裁「八王子市恩方老人憩の家の運営方針について(決定)」において、老人憩の家の面積、名称、運営方針の考え方について以下のとおり整理した。 恩方老人憩の家は、高齢者に教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的としている。 高齢者人口の増加に伴い、利用者の高齢者福祉サービスに対する多様化が見込まれるため、引き続きニーズに合わせた憩の家の運営を行っていく。 現在は、局長通知の面積要件より広い施設での運営となっているが、面積要件が外れても設置根拠は本市の条例にあり、「老人憩の家」の名称使用についても問題はないとの回答を厚生労働省から得ている。増加した旧恩方診療所部分については、自主事業の充実等を図ることで有効活用を図っており、名称については、高齢者だけでなく長年地域住民から親しまれているものなので、名称のみの条例改正を実施する理由は乏しい。 平成29年4月から同じ建物の1階に高齢者あんしん相談センター恩方が入り、高齢者福祉の増進に加え、介護予防の取組などを連携して行うことにより、地域特性に応じた効果的なサービス展開が可能となった。 今後は、建物の大規模改修や更新のタイミングに合わせ、提供するサービス内容や施設の在り方などを検討した上で、機能移転や他施設との複合化を進めていく。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	福祉部高齢者いきいき課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6.子ども家庭部【学童保育所(児童青少年課)】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	有効かつ効率的な実地調査の実施
区分	指摘 ② 意見
意見内容(概要)	指定管理者のモニタリングにおいて、実地調査は非常に重要なものである。 期中モニタリングについては所管課の担当人数に比して多数の学童保育所に対して実施している状況であり、行うべき実地調査の深度に見合った調査を行う実施時間を十分に確保することは困難な場合も想定される。現状の期中モニタリングの実施状況に大きな問題はないとも考えられるが、実地調査を伴う期中モニタリングにて実施すべき調査項目・調査手続き・必要時間を改めて見直した上、各学童保育所に対して十分な期中モニタリングの時間を確保する観点から、より有効かつ効率的な実地調査の実施方法を構築していくことが重要である。
措置内容	八王子市指定管理者制度ガイドライン」に基づきモニタリングを実施するにあたり、学童保育所は施設数が多く現在の職員体制ではこのガイドラインのとおり(年3回の「期中モニタリング=実地調査」)の実施は困難であるが、ガイドラインの主旨を可能な限り尊重し、モニタリングを実施した。 具体的には、全79施設で年2回以上の「期中モニタリング=実地調査」を実施し、年度終了後(平成29年5・6月)に期末モニタリングとして、全指定管理者の施設が対象となるように抽出した17施設でより詳細な実地調査を実施した。また、期中モニタリングとしての実地調査とは別に、東京税理士会八王子支部にご協力いただいている「経理状況調査」を平成24年度から実施しているほか、施設の維持管理業務や運営についての相談で外出した際には、該当の学童保育所だけでなく近隣の施設にも立ち寄り、事業計画に基づく管理運営や保育の状況等の確認を行った。
措置時期	平成29年6月30日
措置時期所管部課	平成29年6月30日 子ども家庭部児童青少年課
所管部課	子ども家庭部児童青少年課
所管部課監査テーマ	子ども家庭部児童青少年課 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
所管部課 監査テーマ 監査項目	子ども家庭部児童青少年課 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 2. 産業振興部【農村環境改善センター(農林課)】
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目	子ども家庭部児童青少年課 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 2. 産業振興部【農村環境改善センター(農林課)】 (2)事業報告書の記載事項について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目 意見事項	子ども家庭部児童青少年課 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 2. 産業振興部【農村環境改善センター(農林課)】 (2)事業報告書の記載事項について 事業報告書の記載事項について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目	子ども家庭部児童青少年課 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 2. 産業振興部【農村環境改善センター(農林課)】 (2)事業報告書の記載事項について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目 意見事項	子ども家庭部児童青少年課 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 2. 産業振興部【農村環境改善センター(農林課)】 (2)事業報告書の記載事項について 事業報告書の記載事項について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目 意見事項 区 分	子ども家庭部児童青少年課 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 2.産業振興部【農村環境改善センター(農林課)】 (2)事業報告書の記載事項について 事業報告書の記載事項について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目 意見事項 区 分 意見界の (概要)	子ども家庭部児童青少年課 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について  2. 産業振興部【農村環境改善センター(農林課)】 (2) 事業報告書の記載事項について 事業報告書の記載事項について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見事 区 の 意見事分 意見要 の 意見要 の 意見要 の 音機要 の 指置内容	子ども家庭部児童青少年課  指定管理者制度に関する事業の事務の執行について  2. 産業振興部【農村環境改善センター(農林課)】  (2) 事業報告書の記載事項について  事業報告書の記載事項について  「指摘」 意見  平成25年度の事業報告書には、「個人情報保護対策及び情報公開の状況書」の添付はなく、また、「情報公開及び個人情報保護対策の状況」について何らの記載もなかった。 現状の事業報告書の記載事項が各種関連規程に準拠したものであるかどうかを再確認したうえで、継続的に合規性が担保できるよう市市の内部のモニタリング体制を構築すべきである。指定管理者へのモニタリングの実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律等の関連する各規程の内容を十分に理解し、実質的な側面から指定管理者の情報公開及び個人情報保護対策の適切性の適否を判断する必要がある。  平成29年度に新たに締結した基本協定において、個人情報の取扱や管理について期中モニタリングの項目として新たに追加し、適正な管理が行われていることを確認した。 また、モニタリングの実施にあたっては、他の指定管理者施設の担当者と連携して行うなど、課内体制の構築を図った。

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 福祉部【高齢者在宅サービスセンター(高齢者いきいき課)】
意見項目	(1)利用者満足度調査について
意見事項	第三者による評価との比較及び指定管理者とのコミュニケーションについて
区分	指摘   7 意見
意見内容(概要)	市は、「基本方針その2」において、更新制度を導入している指定管理者に第三者による評価の実施を義務付けている。第三者による評価は専門家視点による調査結果であり、利用者満足度調査は利用者視点による調査結果であるため、両者の理解が異なる場合がある。このため、利用者満足度調査と第三者による評価との結果を比較し両者で大きく異なる結果についてはその原因分析を実施し、適切に指定管理者へのモニタリングに利用するよう要望する。また、所管課は第三者による評価結果の入手・確認を実施しているが、この結果に基づく指定管理者との協議は行われていない。所管課は指定管理者とコミュニケーションを図り、より良い施設運営に役立つよう検討されたい。
措置内容	平成28年度より、指定管理者制度導入施設における第三者評価サービス評価結果と利用者満足度調査結果について、内容を比較、分析した上で期中モニタリングにおいて意見交換の場を設け、施設運営の改善に役立てた。 このことについては、期中モニタリングの実施内容に位置づけ、今後も指定管理者とコミュニケーションを図っていくとともに、施設運営の改善に努める。
措置時期	平成28年11月4日
所管部課	福祉部高齢者いきいき課
Et de S	
監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 子ども家庭部【学童保育所(児童青少年課)】
意見項目	
意見事項	「利用料金実績報告」の運用状況について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	措置状況に記載された内容の具体的な対応方法は、各指定管理者から提出される年度事業報告書において記載される「利用料金実績報告」が該当する。すなわち、利用料金(延長保育料)収入金額を報告させた上で、それに対応する「利用料金収入の使途」として、支出金額及び支出の内容の報告を受けている。しかし、当該「利用料金収入の使途」に関する具体的な考え方や計算方法が明示的に決定されていないため、実際の各指定管理者の報告を閲覧すると、それぞれ明確な根拠が不明な状況のように見受けられた。実際の運用状況が形骸化している状況が窺えるので、「利用料金収入の使途」に関する具体的な考え方や計算方法を明確にし、各指定管理者にて統一的な運用を行うことを促すことが重要であると思われる。また、措置状況の考え方を踏まえると、年度ごとに計算される未使用金額の累積金額を把握することが重要であり、最終的にはその取扱い(返納するか否か)についても検討すべきである。
措置内容	以下のとおり整理し、平成26年度事業報告書及び平成27年度事業計画書から全事業者の考え方を統一した。 利用料金はその事業にかかる経費の一部として徴収する「受益者負担金」の性格を持つため、事業費に充当する必要がある。一方で、直接経費については全額指定管理料を充当しているので、利用料金は「延長保育管理費等として間接経費に充当」することで統一した(「延長保育管理費等」とは、延長保育料の計算・徴収、延長保育の利用者確認や職員のシフト調整等にかかる事務費、延長保育時の間食費(おやつ代)等で、直接経費に計上していない経費)。また、決算状況については、収支報告書において明らかにすることとした。 なお、指定管理者制度は補助金制度とは異なり事業者の収益を認める制度であるため、事業者が民間のノウハウを発揮し、創意工夫や努力により発生した未使用金額については事業者の収益(利益)として認める必要があることから、未使用金額の返納等については制度上なじまないと考える。
措置時期	平成27年1月15日
所管部課	子ども家庭部児童青少年課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市移動理(美)容所の取扱要綱
意見事項	現地調査の必要性
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	移動理(美)容所の場合、保管場所が特定されこの届出がなされることによって、移動式でない理美容所と同様に環境衛生監視員の立入検査が常時可能な状況になるのであるから、当該車両の保管場所の実態及び当該場所に常時保管している実態を確認しておくことが監督面で意義のあることといえる。保管場所における現地検査も今後視野に入れるべきである。
措置内容	これまで開設届出により、必要な情報を把握し、厚生労働省の通知(「自動車を使用した理容所・美容所の取り扱いについて」(平成28年12月26日付、生食衛発1226第1号 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 生活衛生課長))に基づいて、車両の設備面を確認した上で確認書を交付している。検査においては、施設内部の設備が外部環境の影響を受けないことを確認している。引き続き、検査にあたっては外部環境が車両内部に影響をもたらさないことは確認していく。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市移動理(美)容所の取扱要綱
意見事項	移動理(美)容所の規制についての方向性
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	八王子市の場合、美容師法第13条4号によって条例で定めることとされている衛生上必要な措置として、八王子市美容師法施行条例が定められている。同条例第3条(1)では、1作業室の床面積を13㎡以上と定め、移動式の美容所であってもこれを特に緩和する規定はない。他の自治体においては、床面積の最低基準を椅子の数に応じて13㎡より狭くしている例や、移動理(美)容所の床面積を緩和している例もみられるところである。たとえば、作業にあたって衛生上十分な床面積を確保するという観点からは、椅子の数に応じた十分な広さが確保できればよいのであるから、少数の椅子で営業する場合につき、基準を緩和することも合理的な考えであるといえる。 今後、移動理(美)容所について、従来通りの規制を維持するのか、又は、なるべく柔軟に認めていくスタンスをとるのか、市独自に考え方を検討しておいてもよいと思われる。
措置内容	「自動車を利用した理容所・美容所の取扱いについて」(平成28年12月26日付、生食衛発1226第1号 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 生活衛生課長)により、作業場に係る基準については緩和できることとなっている。しかし、自動車については、市内だけでなく近隣自治体の確認も取っている場合が多く、周辺自治体と構造基準を統一しておいた方が望ましいこと、全国環境衛生・廃棄物関係課長会から厚生労働省に対して床面積基準を示すよう要望をあげていることを考慮すると、現時点では従来の規定を維持しておいた方が良いと思われる。ただし、今後の流れに応じて、柔軟に規制緩和について、その都度検討していく。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱
意見事項	今後の事業継続について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	本要綱は、大店法が改正された時点において、それまで規制対象としていた 1,000㎡以下の店舗について、何ら指導を行わない場合に生じるリスクを想定して制定されたものと思われる。しかし、平成12年の法改正から15年以上が経過した中で、旧法が目的としていた規制内容が、依然として必要であるとは考えにくい。また、近年の届出件数からも、八王子市の特性から特に必要であるとも思えない。したがって、対象要綱の必要性を再度吟味し、事業廃止を含めた検討をすべきである。
措置内容	出店予定者の責任を明確にし、周辺地域との融合を図る観点から事業を継続することとし、要28-1及び2の指摘事項から、これまでの要綱を八王子市行政手続条例第2項第6号に規定する行政指導を行うための要綱に位置付けるため、一部改正した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	産業振興部産業政策課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市社会福祉法人指導検査実施要綱
意見事項	勧告・公表の措置への言及について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	同所管課の他の要綱には、勧告・公表の措置について要綱に明記している。勧告・公表の流れを示した要綱がある一方で、本要綱は、法律上行うことが可能なはずの勧告・公表についてまったく言及がない。これは要綱の定め方として誤りであるとはいえないが、勧告・公表・命令の措置に関する規定を欠くことは、措置に至る判断の迅速性や安定性の点で疑問な面がある。勧告・公表・命令の措置についても、要綱に追加するか、又は、別途措置について定めた要綱を設けた方が望ましい。
措置内容	社会福祉法第56条第1項、第4項から第8項まで及び第9項に基づく事務は、地方自治法において第1号法定受託事務と規定されている。そのため、指導監査に係る事務は、国(厚生労働省)が制定する実施要綱に基づき行っていたが、詳細が規定されていない内容であるため、「八王子市社会福祉法人指導検査実施要綱」を定め、事務を執り行ってきた。今般の法改正に関連して、国(厚生労働省)が新たに勧告・公表・命令の措置についての規定も含んだ「社会福祉法人指導監査実施要綱」を新たに制定した。このことから、「八王子市社会福祉法人指導検査実施要綱」は廃止し、「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき事務を執り行うこととした。また、新たに制定された実施要綱に規定されていない取扱い及び実務的手順については、「八王子市指導監査実施要領」において規定し、指導監査業務に遺漏がないよう努めるとともに、迅速で安定した業務の執行を図る。
措置時期	平成29年7月24日
所管部課	福祉部指導監査課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市介護保険サービス事業者等指導監査実施要綱
意見事項	根拠条文の列挙について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱第1(趣旨)において、介護保険法の根拠条文を列挙しているが、列挙されている条文だけでは要綱に基づく指導監査の根拠条文を網羅していないと思われる。例えば、介護保険法第76条の2、第83条の2、第91条の2、第103条及び第115条の8など各事業者への勧告・公表の規定は、本来、根拠条文として列挙されるべきである(第78条の9及び第115条の18は、勧告・公表に関する規定であるが、すでに列挙されている。)。条文の列挙自体は望ましいことなので、本要綱の根拠となる介護保険法の全根拠条文を網羅的に記載することが望ましい。
措置内容	要綱の根拠となる介護保険法の条文について、全て列挙するよう要綱を改正した。
措置時期	平成29年4月1日
	Ind. Co. Co. Co. Co.
所管部課	福祉部指導監査課
所管部課監査テーマ	福祉部指導監査課 要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
監査テーマ 監査項目 意見項目	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について 八王子市介護保険サービス事業者等指導監査実施要綱
監査テーマ 監査項目 意見項目 意見事項	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について 八王子市介護保険サービス事業者等指導監査実施要綱 勧告・公表の要件の記載について
<ul><li>監査テーマ</li><li>監査項目</li><li>意見項目</li><li>意見事項</li><li>区分</li></ul>	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について 八王子市介護保険サービス事業者等指導監査実施要綱 勧告・公表の要件の記載について □ 指摘 ② 意見  要綱第6(監査について)中の「6 勧告・公表」では、勧告を行うことができる場合につき「指定基準違反等の事実が確認された場合」と規定しているが、これは相当抽象的な書き方であり、法の各根拠条文にはそれぞれ個別に勧告・公表を行うことができる場合が規定されている。正確な要件を把握するために、勧告を検討す
<ul><li>監査テーマ</li><li>監査項目</li><li>意見項目</li><li>意見事項</li><li>区分</li><li>意見内容(概要)</li></ul>	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について 八王子市介護保険サービス事業者等指導監査実施要綱 勧告・公表の要件の記載について □ 指摘 ☑ 意見  要綱第6(監査について)中の「6 勧告・公表」では、勧告を行うことができる場合につき「指定基準違反等の事実が確認された場合」と規定しているが、これは相当抽象的な書き方であり、法の各根拠条文にはそれぞれ個別に勧告・公表を行うことができる場合が規定されている。正確な要件を把握するために、勧告を検討する際には必ず個別の根拠条文の確認を行うべき旨記載すると良い。  介護保険法には、勧告・公表について実施できる各根拠条文が規定されている。勧告・公表を検討する際、各事業者に対して根拠条文が明らかになるよう要綱を見

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について
意見項目	八王子市老人福祉施設等指導監査実施要綱
意見事項	勧告・公表の措置に根拠法がないことについて
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	当該要綱では、指導監査結果に基づく勧告・公表の措置について規定しているが、一部施設を除き、根拠法に勧告・措置の規定はない。市民の権利規制に係る措置に対し、法の根拠を欠いていることになる。しかし、介護保険法に根拠を置く同種の施設については、法によって上記措置を規定しており、当該要綱は、全体的な視点からの整合を図ったものであり、その必要性は否定しない。しかし、現状では法との整合が図られていないため、要綱から原文を削除するか、条例に規定するか、国に法改正を強く求めていくかを行っていく必要がある。
措置内容	勧告・公表の有効性について検討をした結果、勧告・公表を経なくても事業の改善を合、事業の停止命令、事業の廃止命令、又は認可を取り消す手段がある。法との整合を図るとともに、勧告・公表の規定がなくても事業目的を達成する上で特に支障がないことから、勧告・公表の措置についての規定を要綱から削除した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	福祉部指導監査課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱
意見事項	勧告・公表の根拠規定について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	当該要綱では、指導監査結果に基づく勧告・公表の措置について規定しているが、一部施設を除き、根拠法に勧告・措置の規定はない。市民の権利規制に係る措置に対し、法の根拠を欠いていることになる。しかし、介護保険法に根拠を置く同種の施設については、法によって上記措置を規定しており、当該要綱は、全体的な視点からの整合を図ったものであり、その必要性は否定しない。しかし、現状では法との整合が図られていないため、要綱から原文を削除するか、条例に規定するか、国に法改正を強く求めていくかを行っていく必要がある。
措置内容	勧告・公表の有効性について検討をしたが、法との整合を図るとともに、現在、 検査対象施設がない上に、事業の制限、停止、廃止とする手段もあり、勧告・公表 の規定がなくても事業目的を達成する上で特に支障がないことから、要綱の勧告規 定において、勧告・公表制度の規定がない一部の法律は除外する旨の改正を行っ た。
措置時期	平成29年4月1日
****	

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱
意見事項	勧告の要件について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	勧告をする場合の定め方について、要綱第4第4項(1)では、「監査の結果、障害福祉サービス事業者等が、従業者の知識や技能、人員について基準に適合していない場合や、設備及び運営に関する基準にしたがって適正な障害福祉サービス事業を運営していないと認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告する。」と定めているところ、各法には、これ以外にも勧告をすることができる場合が定められているから、要綱で要件をあげるのならば、法の要件に忠実に記載すべきである。
措置内容	当該要綱における勧告を行う場合の要件について明確にするため、法の要件を忠実に記載した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	福祉部指導監査課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱
意見事項	「勧告する」との文言及びなお書きとの関係について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱第4第4項(1)は、「勧告する」という表現を用いた上で、「なお」以降で一定の場合に実地検査に準じた指導を行うことができるという定めをしている。まず、勧告に関して、根拠法である「障害者総合支援法」では「できる」規定であるから、「勧告する」という表現は不適切である。法に忠実に、勧告をすることが「できる」という表現に直すべきである。また、「なお」以降が勧告をしない場合を定めていると解することができるかもしれないが、そもそも「なお」以降の部分とこれ以前の部分の関係が不明確であるから、適切な記載の仕方とはいえない。「なお」以降の部分と他の部分との関係を明らかにすべきである。ひとつの方法として、実地検査に準じた指導を行うことができるのは当然なのであるから、「なお」以降を削除してしまうことも考えられる。
措置内容	根拠法との整合を図り、要綱上の文言を「できる規定」に改正をする。また、「なお」以降において、取消等処分に至らない場合に、実地検査に準じた指導を行うことができることを規定しているが、要綱第3の6の(2)においても実地検査による指導を規定しており、規定内容が重複しているため削除した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	福祉部指導監査課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱
意見事項	社会福祉法に規定する社会福祉事業を経営する者について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱のタイトル及び第1条(趣旨)によると、要綱は「事業者等」に対する指導を定めたものであるが、社会福祉法人については、他の要綱で事業者としての運営面等を指導する枠組みが用意されている。そうであれば要綱の事務として社会福祉法に規定する社会福祉事業を経営する者に対する検査を規定する必要性があるのか疑問である。「八王子市社会福祉法人指導検査実施要綱」で法人としての運営管理面の検査をカバーしているのであれば、本要綱の目的から社会福祉法人に対する検査は削除しても良いと思われる。
措置内容	障害福祉サービス事業者等指導監査要綱と社会福祉法人指導検査実施要綱の役割と目的を整理し、両要綱において指導対象として重複している「社会福祉事業を経営する者」を、障害福祉サービス事業者等指導監査要綱第1(趣旨)から削除した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	福祉部指導監査課
E4-4-	平(阿) 5 中以 6 上 7 坐70 T 2 N 田 7 上 7 上 7 上 8 坐 70 牡 (C) 5 - 1 1 2
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市一般廃棄物管理票の使用に関する要綱
意見事項	受入拒否の主体について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱第4条第1項、第2項では、事業系一般廃棄物の排出において、一般廃棄物管理票が不提出だった場合又は不正使用された場合は受入拒否ができる旨規定されているが、主体が不明確である。誰が受入拒否をできるのかをはっきりと明記すべきである。
措置内容	受入拒否の主体は市長であるが、受入拒否の規定については条例と重複している ため、要綱にあるこの項目について削除した。
措置時期	平成29年3月31日
所管部課	資源循環部ごみ減量対策課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市排水設備工事指定工事店等の指定取消し等措置要綱
意見事項	第2条第2項について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱第2条2で「八王子市下水道条例施行規則様式第11に規定する排水設備等新設等計画届出書が受理されている場合は、この限りではない」とあるのは、「様式第11」ではなく、「様式第6」の誤りである。したがって、「八王子市下水道条例施行規則様式第6に規定する排水設備等新設等計画届出書が受理されている場合は、この限りではない」に改めるべきである。
措置内容	意見の通り「様式第11」を「様式第6」に改め、要綱を改正した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	水循環部下水道課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市浄化槽指導要綱
意見事項	浄化槽設置基準及び設置場所について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱では、水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、設置基準及び設置場所について定めているものであるが、東京都の要綱に定める規定をそのまま基準とするとなっており、八王子市として設置基準及び設置場所について何ら規定していない。 この規定では、東京都が当該要綱を改正した場合、八王子市における浄化槽の設置基準、設置場所の規定内容も自動的に変更されることになってしまい、当該事務が八王子市に移譲された趣旨に反することになると考えられる。よって、浄化槽の設置基準及び設置場所について、対象要綱又は要綱に付随する細則内に定めることを検討すべきである。
措置内容	要綱を改正し、下記の内容について明記した。 設置基準 浄化槽を新たに設置するときは、別表1に掲げる設置構造指針に基づく合併処理 浄化槽を設置すること。 設置場所 (1) 維持管理を容易に行えること。 (2) 敷地付近に放流先があること。ただし、設置場所周辺に放流できる水路等がない場合は、東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱(平成11年3月19日付10環水規第340号)に定める合併処理浄化槽、付加消毒装置等を設置することにより、放流水を地下浸透させることができる。 (3) 雨水等により冠水しないこと (4) その他、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所であること 放流先 (1) 放流先は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ水の量及び流れが適当である水路等であること (2) 道路や河川等を使用する場合は、管理者の許可を得ること
措置時期	平成29年1月1日
.,,,	水循環部水再生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	ディスポーザ排水処理システムから発生する汚でいの取扱い要綱
意見事項	要綱の見直しについて
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱第2条において、「清掃業者」の定義について、「「八王子産業廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第62条による許可を受けた者をいう。」とされているが、条例第62条は「空き地の管理」に関する規定であり、引用に誤りがある。また、要綱第6条(利用者の承継)に関してもやや不明確な点もあるので、早急に改めるべき
措置内容	要綱を改正し、引用に誤りのあった第2条を修正するとともに、第6条の規定内容を明確化した。 【修正内容】 第2条 (引用部分) 「第62条」 ⇒ 「第59条」 第6条 (記載内容がやや不明確だった部分) 「相手方の理解を得なければならない」→「利用者としての義務の承継させなければならない」
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	水循環部水再生施設課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執 行について
意見項目	八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱
意見事項	要綱での規定が不明な点について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱第2条では、図書の館外個人貸出しの登録及び更新に必要な確認書類について、①市内居住者又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者、②市内在勤者、③市内在学者、の対象者ごとに規定している。しかし、各対象者において確認すべき事項が明示されていなく、何を確認すべきか不明瞭である。また、表示の仕方として、①の対象者に求める書類を列記し、②③の対象者には、①の対象者に求める書類に加える形で追加書類を示しているため、あたかも①の対象者で確認すべきであろう市内住所地が確認事項の基本になってしまっているように捉えられる。各対象者に確認すべき事項を明確にし、それに見合った確認書類を適正に示すべきである。
措置内容	要綱第2条第に定める館外個人貸出しの登録及び更新に係る確認書類について、「本人であることの証明と居住地の確認のため、氏名、生年月日及び住所の記載があるもの」とし、②における「社員証又はそれに類する書類」及び③における「学生証、生徒手帳又はそれらに類する書類」に「登録を受けようとする者の生年月日及び住所の記載のない場合」は、同書類に加え、①におけるいずれかの書類とすることに改正し、確認すべき事項の明確化及び確認書類の適正化を図った。
措置時期	平成29年9月1日
所管部課	図書館部中央図書館

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市予防接種事故災害補償要綱
意見事項	対象要綱第1条等について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱第1条等で「法定外」という記載があるが、「法」の定義がないため不明確である。要綱の規定している内容から「法」が予防接種法を指すことは推定できるが、そうであるならば明確にすべきである。
措置内容	要綱第1条の条文中にある表記を「法定外の予防接種」から「予防接種法で定める定期又は臨時の予防接種以外の予防接種(以下「法定外接種」という。)」に改正し「法」の定義を明確化した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部健康政策課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	平成27年度八王子市予防接種費助成要綱
意見事項	第2条の規定内容について
区分	第2条の規定的各に りい C
意見内容(概要)	第2条(用語の定義)では、「協力外医療機関予防接種の実施に関して、市と契約を締結していない医療機関(個人で診療所等を開業する医師を含む。以下同じ。)をいう。」という規定内容になっている。所管課によると、この規定は「協力外医療機関」の定義規定であり、「協力外医療機関とは、予防接種の実施に関して、市と契約を締結していない医療機関をいう。」とのことだが、要綱の内容のままだと、不明であるため改善するべきである。
措置内容	要綱第2条の条文中にある表記を以下のとおり改正し、「協力外医療機関」の定義を明確化した。 改正前:次に掲げる用語に意義は、以下の定めるところによる。 協力外医療機関 予防接種の実施に関して、 改正後:「協力外医療機関」とは、予防接種の実施に関して
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部健康政策課

	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	平成27年度八王子市予防接種費助成要綱
意見事項	手続の煩雑さについて
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	予防接種費の助成にあたっては、①市に予防接種依頼書の発行申請、②予防接種依頼書・予防接種予診票の交付を得て、医療機関に依頼書及び予診票を提出、③予診票の返還を受け、助成金交付申請書に領収書・予診票等を添えて市に交付申請、④交付決定が出た後、市に助成金交付請求書を提出、という煩雑な手続となっている。  予防接種実施の確認等は、母子手帳等によっても十分確認できるから、より簡略な手続を採り得る。例えば、事前の申請を省略し、事後の母子手帳の写し及び領収書の提出等の簡易な手続で助成金の交付をするといった方法も検討されるべきである。
措置内容 _	予防接種の記録を証する書類(母子手帳の写しや予防接種済証等)の提出を廃止 するなど申請書類を見直し、申請者の負担軽減を図った。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課 任	健康部健康政策課
E4-4	五(何) 5 (大) 6 大 7 米(オロマ) 18 日本 ト 7 「大 6 米(オセイ) 5 - 1 1 - 1
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
E/	
7	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱
意見項目意見事項	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱 第7条等について
意見項目	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱
意見項目意見事項。  意見事項  区 分  意見内容 (概要)	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱 第7条等について
意見項目意見事項意見事項意見事項意見事項意見事項意見內容。	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱第7条等について
意見事項意見事項。 意見事項。 意見中容。 意見中容。 意見中容。  意見中容。  意見中容。  意見中容。  意見中容。	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱第7条等について □ 指摘 ☑ 意見

措置内容

措置時期

所管部課

平成29年5月31日

健康部健康政策課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱
意見事項	第9条について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱第9条によると、「市長は、第7条各号の申し込みについて、予防接種の決定を決定したときは、申込者に対して接種券を交付する」と規定されているが、「予防接種の決定を決定した」というのは、意味がわかりにくい。「予防接種費用の助成を決定した」といった内容に改めるべきである。
措置内容	要綱第9条の条文中にある表記を以下のとおり改正した。 改正前:市長は、第7条各号の申し込みについて、予防接種の決定を決定したときは、申込者に対して接種券を交付する。 改正後:市長は、第7条各号の申し込みについて、予防接種費用の助成を決定したときは、申込者に対して接種券を交付する。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部健康政策課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱
意見事項	健康づくりサポーターの活動内容について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	健康づくりサポーターの活動内容は、第3条に規定しているが、「運動に関する活動」、「栄養に関する活動」など、いずれも抽象的で、具体的にいかなる活動をするのかが要綱上わかりにくい。具体的な活動内容を記載することで、健康づくりサポーターの希望者及びサポートを必要とする者に適切な情報を与えることができると考えられる。 したがって、健康づくりサポーターが地域において具体的にいかなる活動をするのかを記載すべきである。

健康づくりサポーターが活動する内容が明確になるよう、八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱に具体的な活動内容を追記した。

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱
意見事項	健康づくりサポーターへのフォローアップについて
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	健康づくりサポーターは地域においてさまざまな活動を行うことにより、市民の健康づくりを推進することを目的としており、健康体操や体力測定会などの活動を行っている。健康づくりサポーターとしての登録期間を終了した者に、健康づくりサポーター証明書を交付し、継続的に地域での活動を期待するとのことであるが、継続した活動を求める以上、何らかのバックアップが不可欠と思われる。登録期間を終了した健康づくりサポーターに対し、継続的なフォローアップをしていくべきであり、その旨を要綱にも記載すべきである。
措置内容	登録期間を終了した健康づくりサポーター(修了者)に対して、継続した活動に向けた組織づくり等に支援を行うため、八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱に修了者に対する支援について追記した。
措置時期	平成29年5月31日
所管部課	健康部健康政策課
50-大二	更例2. 点点 2. 类效 1. 对图 本人 2. 一声 0. 类效 4. 气 2. 气 2. 气
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 平成27年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱
監査項目 意見項目 意見事項	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 平成27年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱 本要綱第2条について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 平成27年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱
監査項目 意見項目 意見事項	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 平成27年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱 本要綱第2条について
監査項目 意見項目 意見事項 区 分	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 平成27年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱 本要綱第2条について
監査項目 意見項目 意見事項 区 分 意見内容 (概要)	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 平成27年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱 本要綱第2条について

	T
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市かきの取扱方法等に関する要綱
意見事項	要綱第1の(1)カの誤表記について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱第1の1 - (1) カ「仲卸売にあっては、押印又は伝票記載等の方法により、自店舗名と販売年月日購入者に分かるようにして販売すること。」の規定は「自店舗名と販売年月日が購入者に」の誤記である。
措置内容	「自店舗名と販売年月日購入者に」を「自店舗名と販売年月日が購入者に」に改正済。
措置時期	平成29年2月16日
所管部課	健康部生活衛生課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市かきの取扱方法等に関する要綱
意見事項	要綱の目的について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要対象要綱に目的の記載がないため、行政指導の前提となる要綱の目的が不明である。八王子市として、本事業にあたり、要綱を整備するのであれば、目的として、「かきの適切な取扱方法等について必要な事項を定めることにより、食中毒の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。」など、目的を表す一文を挿入すべきである。
措置内容	要綱を改正し、目的として「この要綱は、かきの適切な取扱方法等について必要な事項を定めることにより、食中毒の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。」とした一文を記載した。
措置時期	平成29年2月16日
所管部課	健康部生活衛生課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市かきの取扱方法等に関する要綱
意見事項	記載方法(内容の一義性)について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱では、事業者の遵守事項や自主検査の実施について規定されているが、用語の定義が明記されてなく、要綱の恣意的な解釈のおそれを防止するため、用語の定義を明記することが望ましい。例えば、「生食用かき」の定義であれば「「生食用かき」とは、食品衛生法第11 条で規定された生食用かきの規格基準(以下「規格基準」という。)に適合するむき身かき(冷凍かきを含む。)及び殻付きかきをいう。」と記載すべきである。
措置内容	「生食用かき」について「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第 370号)に規定する生食用かき」と定義した。
措置時期	平成29年2月16日
所管部課	健康部生活衛生課

EL-+	<b>王炯にかりのとスツなりが明また。 オッツサイン・・・・</b>
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市かきの取扱方法等に関する要綱
意見事項	対象要綱の第1の4項の記載について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱の第1の4項「成分規格、保存基準又は表示等に違反する場合は、生食用かきの取扱いを禁止するなど、必要な行政措置を講ずるものとする」との規定は、主体及び具体的な行政措置の根拠が不明確である。したがって、主体が保健所長であること及び具体的な行政措置の根拠として、食品衛生法等の規定に基づく行政措置であることを要綱に明記することが望ましい。
措置内容	行政措置を講ずる主体は保健所長であると記載した。行政措置の根拠については、「生食用かき」について「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に規定する生食用かき」と定義した。
措置時期	平成29年2月16日
所管部課	健康部生活衛生課
protection in	
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市食品衛生管理者指導要綱
意見事項	要綱第2項(5)について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱は、食品衛生管理者の任務を明示し、かつ責任の所在を明確にして、食品添加物による危害の発生防止を目的としている。そのため要綱では「食品衛生管理者某何々」と書いた「木札」を掲げることを規定している。しかし、「木札」について、その形状に関する定めが規定されていない。これでは、いかなる大きさであっても、「木札」であれば基準を満たすことになってしまう。食品衛生管理者を明示することで、責任の所在を明確にして、食品添加物による危害の発生を防止するためには、責任者名を認識しうるように、「木札の大きさは、一辺が20cm以上、他辺が10cm以上の長方形とする(自動販売機に付するものを除く。)」などと規定するのが望ましい。
措置内容	食品衛生法施行条例を制定し、食品衛生管理全体のあり方について規定したので本要綱は廃止した。
措置時期	平成29年3月6日
所管部課	健康部生活衛生課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査リーマ	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱
□ 思兄垻日 □ 意見事項	アエナ川 長
区分	安神の日的について 意見
意見内容(概要)	対象要綱第1目的の規定について、「もって営業許可事務の適切な処理を図ることを目的」とする記載について、「食品衛生法(昭和22年法律第233号)の円滑な施行を図ることを目的」とする記載の方が、要綱の根拠条文を明確に示すことができるので、望ましい。
措置内容	根拠条文が食品衛生法であることを目的に明記した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱
意見事項	記載方法(内容の一義性)について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱の用語の定義が明記されていない。要綱の恣意的な解釈のおそれを防止するため、用語の定義を明記することが望ましい。例えば、「この要綱において使用する用語は、食品衛生法、食品衛生法施行規則及び八王子市食品衛生法施行細則において使用する用語の例による。」と記載すべきである。
措置内容	定義として「この要綱において使用する用語は、法、食品衛生法施行規則(昭和 23年厚生省令第23号。)及び八王子市食品衛生法施行細則(平成19年規則第79号。 以下「施行細則」)において使用する用語の例による。」と規定した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市食品衛生法違反者等の公表取扱要綱
意見事項	要綱第3条ただし書きについて
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱第3条ただし書きでは、「ただし、当該違反者に過失がなく、喫食者等を完全に把握し、違反の全容を確実に報告する意思がある場合であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは公表を行わないことができる。」と規定し、無過失者であっても、公表対象になる余地を残している。食品衛生法第63条の趣旨が、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生上の危害の状況を明らかにすることにあるので、無過失者であっても、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、公表すべき場合もありうるものとしているため、要綱の規定自体が直ちに違法とまではいえないが、公衆衛生上の安全と公表対象者の不利益を勘案の上、無過失者からの訴訟リスクを避けるため、「ただし、当該違反者に過失がなく、喫食者等を完全に把握し、違反の全容を確実に報告する意思がある場合であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは公表を行わないものとする。」と規定すべきである。
措置内容	「ただし、当該違反者に過失がなく、喫食者等を完全に把握し、違反の全容を確実に報告する意思がある場合であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは、公表を行わないものとする。」と規定した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市環境衛生関係不利益処分取扱要綱
意見事項	処分の要件をまとめていることについて
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	複数の法令に基づく不利益処分について、これをまとめた取扱要綱を定めることは、便宜上一定のメリットがある。しかし、複数の法律がそれぞれ別の定め方をしている不利益処分をまとめてしまうと、齟齬が生じる可能性がある。また、各法の要件が抽象化されてしまうと、具体的な基準を定めるべき要綱の役割に反してしまう。 別個の法律に基づく処分要件をまとめて記載することには無理があるので、根拠法ごとに要件を記載するか、あるいは、要件をまとめることはせず、別表記載の各法の根拠条文を確認する旨の記載にとどめるのが望ましい。
措置内容	本要綱において、各不利益処分を規定した法文を明確にするとともに、「(前略) 関係法令で定めた場合に行う。ただし特に具体的な定めがないときは(後略)」と いった各法文への参照を誘導するよう改正を行った。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課
E4	エタファウン のよう 光なな スパロンナ トラーンナの 光なない (イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱
監査項目 意見項目 意見事項	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱 対象要綱第7条について
監査項目 意見項目 意見事項 区 分 意見内容	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について  八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱 対象要綱第7条について  「 指摘
<ul><li>監查項目</li><li>意見項目</li><li>意見事項</li><li>区 分</li><li>意見内容(概要)</li></ul>	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について  八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱 対象要綱第7条について  「 指摘 「 意見  要綱第7条第1項は、汚染が判明したときに、使用者の生命身体の安全を守るため、設置者に一定の措置をとることを規定している。本条項は、井戸使用者等の身体の安全を守るために不可欠な規定である。したがって、要綱ではなく、条例化し、設置者に当該措置を義務付けることを検討すべきである。  水道普及率100%となっている現在、井戸水を飲用としている家庭は、本人の嗜好によるものと言えることから、本要綱は、飲用に供する井戸の衛生管理は利用者の責任において実施すべきものという前提のものである。しかし、本要綱の文言は設置者又は利用者に対し義務付けるような内容や表現があったため、本要綱の文言の修正及び内容の整理を行い、努力規定に留めた内容と

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市コインシャワー営業施設の衛生指導要綱
意見事項	対象要綱第3条、第4条、第5条、及び第7条について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱の第3条「定めるところによるものとする。」、第4条「定めるものとする。」、第5条「措置をとらなければならない。」、並びに第7条第1項及び第2項「提出しなければならない。」と規定している。一方、要綱第6条では、「努めなければならない。」と規定し、義務付けではなく、任意の努力規定であることを明示している。 このことから要綱第3条、第4条、第5条、並びに第7条第1項及び第2項の部分は、営業者等に義務付けているように解釈され得る。しかし根拠法はない。よって義務付け規定ではないことを明確にするために、「努めること」といった文言を付加すべきである。
措置内容	要綱を改正し、努力規定であることが明確にわかるよう表現を修正した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課
PP1 - 1 - 1 - 1	
監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市コインシャワー営業施設の衛生指導要綱
意見事項	対象要綱第4条 (2) について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容 (概要)	要綱第4条(2)に、「衛生管理責任者は、利用者に対し、第6に掲げる事項に関し、適切な指導及び助言を行うこと。」と規定されているが、この「第6」が何を指すものであるのかが不明である。対象要綱の第6条を指すのであれば、「第6条」という記載に改めるべきである。
措置内容	要綱第4条(2)にある「第6」とは、本要綱上の「第6条」を指しているため、 「第6条」という記載に修正した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱
意見事項	対象要綱第3条、第4条、第5条について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
意見内容(概要)	要綱第3条は営業施設の構造設備基準について、第4条は衛生管理責任者の設置について、第5条は同条各号に記載された事項を遵守することについて、営業者に一定の義務を課しているように読めるが、これらの規定に関する根拠法は存在しない点で問題がある。これら各条文で規定する事項は、コインオペレーションクリーニングにおける設備の安全性等を維持するために、必要不可欠なものが含まれる。したがって、要綱ではなく条例化し、義務付けることを検討すべきである。
措置内容	これまでコインオペレーションクリーニングの衛生管理指導については根拠法令がないため、指導要綱を定め、営業者に対し義務付けしているように読み取れる表現ではあったが、施設の構造設備の基準や営業者が普段すべき清掃の内容等、利用者が快適に利用できるようにするための規程であり、安全面への配慮などとは異なることから、保健所としては努力義務として指導することとしていた。 要綱による指導により、既存施設の衛生管理状況に問題はなく、施設の良好な衛生状況は確保できるため、これまでどおり指導要綱による衛生管理指導が妥当であると考える。ただし、努力規定であることが明確にわかるよう表現を修正した。
나는 따라 하는 나라	5 4 5
措置時期	平成29年4月1日
措置時期 所管部課	平成29年4月1日 健康部生活衛生課
所管部課	健康部生活衛生課
所管部課監査テーマ	健康部生活衛生課 要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
所管部課 監査テーマ 監査項目	健康部生活衛生課 要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目	健康部生活衛生課 要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目 意見項目	健康部生活衛生課 要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱 対象要綱第6条、第7条について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目	健康部生活衛生課 要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目 意見項目	健康部生活衛生課 要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について 八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱 対象要綱第6条、第7条について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見項目 意見事項 区 分	健康部生活衛生課  要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について ハ王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱 対象要綱第6条、第7条について
所管部課 監査テーマ 監査項目 意見事項 区 分 意見内容 (概要)	健康部生活衛生課  要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について 第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について  八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱 対象要綱第6条、第7条について  □ 指摘 ② 意見  利用方法等の周知について規定した要綱第6条、営業施設の届出等について規定した要綱第7条はいずれも営業者等に義務付けはしておらず、任意の協力を求める内容にはなっている。しかし、両規定は、適正な利用による設備の衛生面の維持や、行政における業態の把握、行政指導等への展開のために必要不可欠な規定であることから、条例化し、義務付けることを検討すべきである。  当該規定は、コインオペレーションクリーニング施設の利用方法や市への届出について定めるもので、安全面への配慮などとは異なることから、義務付けするまでには至らないと考える。よって、努力規定であることが明確にわかるように表現を